

「古事記偽書説」 不成立の論

西 宮 一 民

一 「古事記偽書説」 批判

私は「偽書」とは「著書の作者でない別の著者がある目的をもつて述作したその書」の謂だと考へてゐる。したがつて、今日なされてゐる「古事記偽書説」と言つても、

「記序」によれば、太安万侶が元明天皇の命を受けて和銅五年（七二二）正月二十八日に『古事記』を撰進したといふことになつてゐるが、実は後の時代に誰かが太安万侶に仮託して作つたものだ。

といふ説ならば、まさに「古事記偽書説」と認めてよいけれども、例へば「これこれは疑はしい。」とか「『記序』は怪しいが、『本文』はまともだ。」とかいふやうな意見になると、発表者は「偽書説」のつもりでゐるかも知れ

ないが私にはさうは思へないのである。「疑はしい。」ならばその疑問を解決すべきであらう。また「本文」はまともだが「序」は怪しいといふやうな論理も、まことに奇妙だと思はれるのである。

そこで、論の進行上、本節では前半において「古事記偽書説」の根拠としてゐる点を挙げ、それを批判し、後半においては「古事記偽書説」が成立するためには、偽るための目的がなくてはならぬはずなので、さういふ目的について触れた説を挙げて批判をする。ところが意外なことに、この目的について触れた説はほとんど無いのである。これでは、初めから「古事記偽書説」などと言つても説をなさないのであるから、批判以前の問題となる。しかし、私はそのやうな片手落ちの立論に対して、「疑はしい。」と言はれれば、それをも「古事記偽書

説」の仲間に入れて、その疑問を解明して行きたいと思ふ。「偽書説」と銘打つから「批判」の術語を用ゐるに過ぎない。

このやうに、「古事記偽書説」があるから批判をするのであつて、もし『古事記』が「記序」に述べる通りの書であつたとしたら、またまことに『古事記』述作の目的もよく理解できるわけで、さうなれば本節の批判も無駄な作業となるであらう。では、「古事記偽書説」の根拠のうち、目ぼしいのを挙げて批判を加へる。批判だから、論者の言説を正確に引用して、一々言葉尻を捉へて云々するのが礼儀であらうが、それならその論文著書の倍の頁数が必要となり、すべてに不経済であり、それが学問の進歩に役立つとも思へないので、すべて簡略に従ふことを許されたい。

第一に、太安万侶が『古事記』を和銅五年正月二十八日に撰進したとは「記序」に記すのみで、『続日本紀』などの他文献には記されてゐないから「疑はしい。」と言ふ。このやうな紹介のし方をすると、「傍証が無いから『疑ふ。』といふのでは余りにも短絡ではないかと、世のさめた人なら思ふであらう。そこで少し言葉を補つて説明を施すと、「記序」を読むと、『記』は勅撰書的な重要な文献だと主張していることがよく分る。それな

ら、『続紀』にその旨記されてゐてもよいではないか。まして太安万侶は五回も『続紀』に登載されてゐるのだから、一度位は『記』撰進の記事があつてよいではないか。これが無いのは『記』撰進の事実は無かつたのだ、と。

しかしこのやうな判断のし方は一方的だと考へる。またすべてを蔽うた判断ではない。なぜならば、もし「この年、古事記三卷撰進す」といふやうな記事が『続紀』にあつたとする。それならば「記序」に言ふ太安万侶撰といふ名を信ずると言ふのであるか。半ば信ずる人が出ても、半ばは依然として信じない人たちがゐるであらう。その人たちは、太安万侶の名で古事記三卷を撰進したと記載されない限り、傍証とは認めようとはしないからである。そんなことはないかと抗議するかも知れないが、必ずさうだと私は思ふ。それは、『万葉集』に『記』の引用があつて、両者同時代の文献に『記』の存在を示す明らかな傍証があるのに、太安万侶が撰したと記してゐないから、「記序」の太安万侶撰といふことを認めようとしなない態度に明瞭に表れてゐるからさう思ふのである。さらに具体的に言ふと、「記序」の署名の安万侶の「勲五等」は「疑はしい。」とされてきた。『続紀』などの文献には一切見えなかつたからである。ところが出土

墓誌によつて、一挙に「疑はしい。」ことは消去した。

とは言へ、私は何も今後どんな資料が出てくるかも知れないから疑ふことを止めよと言つてゐるのでは毛頭ない。ただ言ひたいのは、「記序」といふ唯一の資料に対して、他に傍証が無いから疑はしい、といふその「傍証」といふ術語で考へようとするから「偽書説」などといふとてつもない次元に突入してしまふのだと私は考へる。他に例の無い場合、他に言及の無い場合、その唯一の事項は証明のしやうは無い。だからと言つて、その唯一の事項が虚偽だと言へるのか。考へてみただけで、その論理がすべてを蔽ふ正当さをもたぬものであることが分るであらう。

まだそのことにこだはる人がゐるとしたら、私はさらに『続紀』の記事の登載法につき説明を加へねばならぬ。極端なる言説は、『記』撰進の記事を遺漏したのでとする。窮余の發言(言ひ逃れ)の如く聞えるから、たとへこれが真相であつても現代の知識人には首肯されない。私は、むしろ『続紀』の編者の史料の取捨による結果だと考へる。すなはち、『記』が和化漢文体(従来「変体漢文体」と謂はれてきたのを、今後この術語に改める。漢文体を下敷にして、それを歪曲し、日本語文として読める文体にしたもの)であつたので、漢文体専用の『続紀』編者の

眼には『記』を高く評価してゐなかつたためであるかも知れないし、あるいは『記』が複雑な成立過程をもち、太安万侶個人の撰進とするにはふさはしくないと、『続紀』編者が判断したためであるかもしれない。少なくともこのやうな事情が想定できもするところに、『続紀』に『記』撰進の記事が無いこと、特に安万侶にその撰進の掲載が無いことが、直ちにその事実が無いことを意味しないといふことを知るべきである。

同じやうなことは、太安万侶の墓誌についても言へる。そこには彼の『記』撰進のことは記されてゐなかつた。ある人は、「その記事が墓誌に無かつたからこそ、却つて彼の『記』撰進の事実を信じさせてくれた。もしそのやうなことが記してあつたとしたら、逆に墓誌自体を偽物だと判断したのであらう。」と私に語つた。しかし、このやうな判断は極めて墓誌の史料性を知らぬ感情的なものである。さう考へるべきではなくて、墓誌一般の文章を検討すると、墓誌といふものはそのやうな事情を記すといふやうなものではなかつたらしいと考へるのがよい。例へば、石川年足の『続紀』薨伝(天平宝字六年九月乙巳)に「作別式廿卷」とあるが、彼の墓誌には一言もそのことを記してゐない。かやうに墓誌なるものは、その死者の顕彰を旨とする内容で、かつ長文のものであ

つても、著述に関することは記さないのが通常であつたと考へられる。といふことになると、『統紀』や墓誌に、安万侶の『記』撰進の記事が無いことは、直ちにその事実が無かつたことを意味しない、といふことが言へるであらう。

第二に、「釈紀所引私記」に「調連淡海・安斗宿祢智

徳等日記」とあるが、この調連淡海の傍書が従五位上といふのは、『統紀』によると、和銅六年正月二十三日から養老七年正月十日までのことである。この舎人従軍日記が「壬申紀」の史料となつた。この壬申紀を見て「記

序」ができた。すると、『記』は和銅六年正月二十三日から養老四年五月二十一日（これは『日本書紀』撰進の日）の間にできたことになり、「記序」に記す和銅五年正月二十八日撰進の日と合はないから「疑はしい。」とする説（西田長男氏「壬申紀の成立と古事記」『国学院雑誌』63の9昭和三十七年九月）がある。しかし、この説には幾つかの難点がある。が最も重要な誤認と覚しきは、「従五上」は和銅六年正月二十三日以降の八追記であつて、「壬申紀」の直接史料となつた調連淡海の日記には「従五上」の文字は無かつたと考へられる点である。実は今日『釈紀』（巻十五、述義十二）に温存されてゐる壬申乱従軍舎人日記は「壬申紀」の史料になつたものそのもので

はなくて、後に加筆修正されたものだと言へるのである。例へば「壬申紀」に「天皇謂_三高市皇子_二曰」とあるが、「釈紀所引私記」の「調連淡海・安斗宿祢智徳等日記」には「時天皇謂_三親王_二云々」とある。といふことは、この日記が後に「親王」の用字に改めたことを示してゐる。何故ならば、「親王」の用字は大宝令以後であるからである。このやうな次第であるから、西田氏の「傍書があてにならぬか」といふ含みのある方が的中してしまつた形となつた。まして、壬申紀を見なければ「記序」が書けなかつたとする論理の非なることは指摘済み（拙著『日本上代の文章と表記』、粕谷興紀氏「古事記序文の『壬申の乱』—西田長男博士の所説を中心として—『芸林』20の1、昭和四四月二月）。

第三に、「記序」にはさまざま「疑はしい。」ことが書いてある。例へば、(一)上表文の型式をとりながら、末尾の署名は官が無くて不備である。(二)稗田阿礼の「姓」は「氏」と混同したものである（以上、筏敷氏『上代日本文学論集』など）。(三)稗田阿礼は女性なのに、男性の舎人を用ゐてゐる（西郷信綱氏『古事記注釈』一）。(四)稗田阿礼は実は藤原不比等だ（上山春平氏『神々の体系』正・続、梅原猛氏「記紀覚書（上）」—稗田阿礼≡藤原不比等の可能性—『文学』48の5、昭和五五年五月）。(五)安万侶の「勲五等」は

理解し難い（神田秀夫氏「太ノ安万侶の『勲五等』について」『古事記年報』20、昭和五三年一月）。

(一)については、筏氏の精力的な調査結果に徴しても明らか通り、公文書は勿論、上表文の型式をとる「記序」においても官位姓名を記すべきものである。ところが「記序」に△官▽を記してゐない。したがつてそれは△官▽を記すことを知らざる後人の仕業だ、といふのである。しかし、それほど嚴重に、しかも一つの例外もなく官位姓名を記すべき状況下にあつて、上表文とも言ふべき「記序」に△官▽が記されてゐないのは、これこそ△官▽が無かつたからだと思へるのが常識ではないか。無官なら散位とでも書けばよいと思ふが、散位でもないのだから、よくよくの事情があつたものと考へればよい（別拙稿「太安万侶伝」に発表予定）ものを、いきなりこれはにせものとしたところに速断があつた。

今度は逆に、偽作者からの立場からみるとこの署名はどういふことにならうか。安万侶が正五位上の頃は『統紀』に依る限り記載が無いから、むしろ無官として忠実だつたことになる。それならば「勲五等」は何に拠つたのであらうか。捏造したにしては当り過ぎである。何故ならば墓誌の出土によつて初めて判明したこと、『統紀』には全然その記載が無いからである。このやうに、

偽作者として「勲五等」が捏造できるほどの巧智があるなら、「官を捏造するぐらゐるは何でもなかつたはずで、筏氏から「官を記すことを知らざる後人」と言はれることもなかつたであらう。私をして言はしむれば、偽作者といふ者は無智よりも巧智ないし狡智であるのが常であらう。それにしては、一方で官を欠き、一方で「勲五等」を記すのは著しく不均衡である。といふことは、偽作者を想定することの無理なことを物語つてゐるのである。

(二)については、上田正昭氏に説がある（角川鑑賞日本古典文学『古事記』）。もともと氏うぢと姓かばねとは別ものであつたが、のちに混用されるやうになる。例へば「侏儒備前国の人秦大兄はたのおほえに姓を香登臣かとうのみことと賜ふ」（『統紀』文武天皇二年四月の条）「藤原朝臣賜ふ所の姓、よろしくその子不比等らをしてこれを承うけしむべし。但し意美麻呂おみまろらは、神事に供するによりて、よろしく旧姓に復すべし。」等。このやうな混用例、同一視の例は七世紀末より極めて多くなる。それで「記序」の「姓」は「氏」と同義ないし混同されてゐても、何ら「疑はしい。」のではないのである。

(三)については、平田篤胤『古史微解題記』以来柳田国男『妹の力』を経て西郷氏に至るまで、稗田阿礼は女性だとする説が継続されてゐる。およそ「舍人」は中国でも日本でも男性だと我々が主張しても、女性であるもの

を女性とは書けないから男性に仕立ててゐるのだと説明するに及んでは、書かれた通りに解しないのであるから、結局は「記序」の読み方の差に基づくことになる。したがつて論の發展のさせ方によつては偽書説にもつながらることになるが、ほとんどは勝手気随な読み方といふことで、それは偽書説とは直接結びつかないのが普通である。第一、「阿礼」の名が女性的だと言つても、水野正好氏によれば、「荒」が男、「荒女」が女といふやうに古代の戸籍では區別してゐるので、「阿礼」は男性名（女性なら「阿礼女」）である（『古事記と考古学』上田正昭氏編『日本古代文化の探究・古事記』所収）。

また三谷栄一氏は次の如く述べてゐる。『記』の天石屋戸神話の天宇受売の活躍は猿女の宮廷女官の鎮魂祭の奉仕の反映であり、総じて『記』の伝承は「後宮の伝承的性格をもつて成立している。」といふ観点から「縫殿寮に仕える猿女氏出身の巫女であつた。」とし、トネリメを「舎人」と記したものとす（『古事記成立の研究』）。「弘仁私記序」や「齋部氏家牒」に、「阿礼は天鈿女命の後と見え、天鈿女命の後は猿女公氏であつて、『西宮記』の裏書に「貢猿女二事。弘仁四年十月二十八日。猿女公氏女一人。進縫殿二寮。云々」とあることを証にするわけであるが、縫殿寮だから女性を貢上してゐるわけであ

つて、猿女公氏出身者だから女性だとは言へないのである。それよりも、この女性説の致命的な欠陥は、天武天皇が舎人裨田阿礼に八誦習せしめられたと「記序」に記すことが、この女性説では説明できないといふことなのである。すなはち、八誦習とは、文字が読めて、暗誦するの意なのであるが、文字が読めるといふことは、当時の男子官人の教養であつて女性ではなかつたことを忘れてはならない。かやうに、この面からも阿礼の女性説は否定されねばならないのである。

四については、要するに政治思想的見地からするので、藤原不比等が己が氏族の恒久的卓立を図るための布石として、太安万侶に『記』を執筆させたとする説である。しかし『記』を熟読すれば、ある氏族に対して有利に導くことを予想して、その通りに天皇が位置し行動することの反映として、「記・上」の神話哲学があるといふやうな見解に到達することは絶対にはないのである。例へば不比等の考へた通り、持統天皇から文武天皇へ、元明天皇から聖武天皇へといふ、皇祖母から皇孫への皇權授受の継承論理を万人に認めさせるために、「記・上」の天孫降臨神話があるのだと言ふが、「孫」の觀念は穀霊の復活を嬰兒の姿で表現する神話的表象であるから、絶対的に若く幼い条件を満たすのは「孫」にまさるもの

はない（孫は年齢的に必ず若く幼い）からなのである。したがって、歴史的に二度に亘つて、皇祖母から皇孫への類型が繰返されてゐるけれども、そのことと天孫降臨の思想とは異なるのであるから、この神話は史実の反映または予想される確約的事実の反映でもなく、またさういふやうに歴史が展開して欲しいと願つた不比等の心情の投影でもないのである（拙稿『記紀にとつて神名とは何であつたか』『国文学』25の14、昭和五年一月）。

以上、(一)(二)(三)(四)はすべて「稗田阿礼」に関する疑ひばかりであることに気づかれるであらう。これは、『記』の作者・時代に関係のないことだから、偽書説の埒外にあることなのである。つまり、前にも言つたやうに、「記序」の内容についての読み方の問題であるに過ぎない。ただ、「稗田阿礼」は「弘仁私記序」によつて天鈿女命の後裔だと分る程度で、正史にも他文献にも登場しないから、さまざまに想像されたに過ぎず、挙句には(四)の如く藤原不比等の別名だといふやうな着想も生ずる始末で、不比等と想定すれば、もはや天武天皇の舍人どころではなくなつて、真の『記』作者は不比等といふところに突走つてしまひ、一種の偽書説を形成してしまつたわけである。『記』全巻を読んで、作者が不比等でなければならぬ理由もないし、またそのやうな印象もない。全

く無関係である。

(五)については、安万侶の墓誌に「勲五等」とあつたから疑ひは晴れた。ではなぜ彼に叙勲があつたか、といふ疑問は偽書説とは関係のないことであるから、ここでは述べない。ところで、「記序」だけがにせ物で、「本文」はまともだと言ふことは、一体どういふことになるのであらうか。真福寺本は「古事記上巻并序」とあり、序があり引続いて改行もせず本文がある。この形式を見ると、この上巻には序があるのだといふことが分るのであり、また『記』の著者は序から読まれることを意図してゐたことがこれで分るのである。卜部系統本は序と本文とは改行してゐる。今日のテキスト類も序と本文とを分けてゐる。しかし、このやうに形式的に序と本文とが区別できるなら、明瞭に「古事記序」「古事記上巻」とすればよかつたはずである。にもかかはらず「古事記上巻并序」とあるのは、真福寺本の書写の態度の如くであるのが本来の姿であることを示してゐる。すなはち、序を切離して本文に入ることには『記』の著者の考へざるところであつて、必ず序から読んで欲しいといふことにあつたのである（拙著新潮古典集成本『古事記』解説。そこに気がつけば、「記序」に記すことを無視する限り、『記』が何のために作られたかといふことは永久に分らなかつ

たであらうといふことが判明してくる。したがって、「記序」は怪しいが、「本文」はまともだ、といふやうな、何をもつてまともとするのかも分らないやうな論は最初から『記』を読んだことにはならないものとして否定されるのである。

さて、以上第一から第三までは、「古事記偽書説」の根拠としてある点を挙げ、批判し、かつすべて認められないと否定したものであるが、いよいよ後半に入つて、「古事記偽書説」が成立するために必要な、偽書たらしめる目的について記したものであるが、これについて批判してみようと思ふ。すなはち、前半では、これこれは「疑はしい。」と述べてゐる説を対象にしたのであるが、後半は、何故に「和銅五年正月二十八日」に仮託したのか、また何故に「太安万侶」に仮託したのか、さらにこのやうに仮託した真の作者は誰か、また目的は何かについて記したものを対象にすることになる。

前者の日付の問題については、友田吉之助氏が『統紀』和銅七年二月戊戌に紀清人らの国史撰述の記事があるのを、別の千支紀年法を用ゐるとまさしく和銅五年正月二十八日に当ると指摘（『日本書紀成立の研究』）し、大和岩雄氏はこの二年差の暦は秦氏らの用ゐたもので、太安万侶の「和銅五年正月二十八日」は、『統紀』の和銅七年

の国史撰上にひつかけて創作したものであり、この二年差の暦は「弘仁私記序」に用ゐられてゐるから、現在我々の眼前にある『記』の真の成立時期は、『新撰姓氏録』の成立直後から「弘仁私記序」の書かれるあたりだとし得る（『古事記成立考』）。

もう少し詳しく見てゆかう。「弘仁私記序」に用ゐられた暦とは、友田氏の指摘にある如く、唐の釈靈実の暦（日本の『春秋暦』なる書に「唐釈靈実暦」の名として見え、周僖王三年の千支紀年法と同じかとし、『延喜式』付録の「弘仁暦運記」には「周僖三年」の紀年法によつたことが見える）で、『紀』や『統紀』の暦と二年の差がある（例へば『統紀』和銅七年なら、この暦によると和銅五年になる）と言ふのである。私もこの差を齎した暦の相違の指摘は是認したいと思ふ。しかし、「記序」の「和銅五年正月二十八日」はこの二年差の釈靈実暦を運用したもので、実は『統紀』の和銅七年二月十日をもぢつたものだと言ふのは何の証拠もない着想である。まづ批判すべきは、この「二月十日」といふ「十日」は、『統紀』には「戊戌」とあるのみで、「十日」は『三正綜覧』（明治十三年）による復原暦であるから、この「十日」こそあてにならぬ（益田勝美・岡田清子氏「出雲風土記成立の年代―『剽偽』論争の盲点について―」『日本歴史』47、昭和二十七年四月、岡田

清子氏「太安万侶の墓誌―日付・干支問題の解決―」『文学』47の5、昭和五年五月）のである。したがって、兩者びつたり合ふと思つても実は合つてゐない可能性もある。

次に、安万侶の「和銅五年正月二十八日」を偽作するために、何故ともあらうに、『統紀』和銅七年二月戊戌の日をもぢらなければならなかつたのか。この時の国史の撰述者としては、紀清人・三宅藤麻呂の名が記されてゐるのである。偽作者は、「実はその二年前に太安万侶に命ぜられてをつたのでございます。」といふつもりなのであつたのだらうか。それなら何も二年にこだはることもあるまいが、たまたま釈靈実の暦を用ゐたので、たやすく日は決定できたとでも言ふのであらうか。どう考へてみても、その日付を偽装したといふ理由が成立たないのである。

しかし、かうまでも「弘仁私記序」に用ゐられた釈靈実暦が偽書説者に注目されたのには理由がある。その一つに鳥越憲三郎氏の説（『古事記は偽書か』）がある。『記・紀』において、神武天皇の宝算が、『記』では一三七歳、『紀』では一三七歳と、一〇歳の差がある点を記憶しておかう。一方『紀』と「弘仁私記序」とにおいて、神武天皇の誕生の干支年が、『紀』では庚午、「弘仁私記序」では庚申と、一〇年の差がある。そこで『記』の一

〇歳多いことと、「弘仁私記序」の一〇年早く誕生してゐることは見事に一致するので、この兩者は同じ編者によるものだと言ふのである。つまり『記』も「弘仁私記序」も同じ暦を使つてゐるから、同じ編者で、したがつて『記』は弘仁時代に仮託された偽書だとするのである。

ところが、この論理にはごく単純な失点がある。実は「弘仁私記序」は陰陽五行説による道教思想の「庚申」尊重精神によつて、平安朝初期に神武天皇の生誕年を「庚申」にしたものであつて、『紀』の「庚午」を改めてしまつたわけである（この点は大和氏も指摘してゐる）。その結果当然一〇年の早生れとなつた。ところが『記』は『紀』より一〇歳多いことと一致したといふのは、全く偶然であるかも知れないのである。数字が一致することを、直ちに兩者同一といふことにはならぬ場合もあることを見落すべきではない。第一、『記』に暦が用ゐられてはゐない（少数の例外はあるが）、「御歳」の算出の原理は異なるとの意見（神田秀夫氏『古事記の構造』）もある。

後者の作者の問題については、大和岩雄氏が多氏の家には『多氏古事記』や『一古事記』やいろいろな『古事記』があつて、その外に『原古事記』があつて、それを表記上の手を加へて、また一部を訂正する程度で一年

以内で作りあげたのが『現古事記』（氏は「現存古事記」と言ふ）で、この編者は『弘仁私記』の筆者、多人長だと推定した（『古事記成立考』）。そして、

『弘仁私記』序は多人長以外の人物によつて書かれたもので、多人長の書いた現存『古事記』を宣伝するためのものである。偽作者が自から偽作を宣伝したのではなく、偽作を承知していた同族の人物が、虚像を実像に変えるべく工作したのが『私記』である。（三二七頁）

と述べてゐる。もはや言ふべき言葉を私はもたない。

『日本書紀』の朝廷における講筈記録が「私記」の類であるが、その「私記」の序において、偽作工作のための宣伝をするといふことがあるのか、否あり得ないといふことは、「弘仁私記序」自体を一読すれば分ることである。そして、肝腎の、「太安万侶託理由」については、和銅五年撰上としたため、当時のオホ氏の氏長太安万侶を、『古事記』序の執筆者がかつぎ出したのである。太安万侶の登場からして、実質の編纂者が安万侶に縁のある人物とみて間違いないであろう。その人物として『弘仁私記』の筆者（序は違ふ）多人長、及び島田清田を推測するのである。この両氏なら、仮名表記の統一化も、上代特殊仮名遣の厳密な

使い分けも、可能であった。（「まとめ」、三七九頁）

と述べてゐる。安万侶は氏長として著名な人物だったからといふ理由である。しかし、この推測の直接の理由は、「和銅五年撰上」といふ八時Vを先に定めたから太安万侶になつてしまったことにある。すると、その八時Vの定め方が、全く根拠の無い定め方であつたことは前述の通りである。したがつて、これも太安万侶に仮託した必然的理由とはならぬことが分る。そして、八偽作Vをした目的は何かについては、

なぜ、勅撰書風序文を偽作することになつたのか。

その動機に葉子の交がある。葉子の交に敗れた、皇親派、後宮派、天武派、新羅派ともいふべき『古事記』関係氏族らは、権力を握つた反対派の露骨な意図がそのまま反映している勅撰書『新撰姓氏録』の成立に触発され、対抗意識から「フルコトブミ」を勅撰書として偽作したのである。（「まとめ」、三七八頁）

と述べてゐる。つまりデタラメな内容の『姓氏録』を編纂した万多親王はオホ氏にとつて好ましい皇子ではない、また憎き敵の田辺史氏系の上毛野顕人（『姓氏録』の編纂者の一人と言ふ）らを黙らせるには、古いものを持つて対抗する必要があつたからだと言ふのである。その

ために現存『古事記』に権威づけのために「序」を付し、そして「弘仁私記序」の宣伝記事を書いたものと述べてゐる。

このやうな見解は全く成立しない。何故なら、自己の防衛ないし主張のための文献的証拠を示す場合は、平安朝初期においては、例へば『古語拾遺』における齋部広成の如く、自らの言挙げをなすのであつて、仮託して發言はしてゐないのであり、あるいはまた『住吉大社神代記』の如く、作者名は匿して、恰も天平五年の成立であるかのやうに古さを出すべく努力をする（成立は平安前期の終りから中期の始めにかけてであること、拙著『日本上代の文章と表記』参照）のであつて、今のやうに、太安万侶撰に仮託することは何の意味も持たないと言ふべきであり、またそのやうな偽書を真書らしく「日本紀私記」の「序」において宣伝するといふ説明に至つては、前述の如く私のみならず大方の理解を越えたものとなつてしまふであらう。

大和氏の偽書説は、従来の諸説をよく集め、また整理をし、そして批判をしながら、何故偽作をしたかといふところまで述べたもので、首尾一貫した偽書説者と認めることができるので特にとりあげたのである。しかし遺憾なことは、多人長が何故現存『古事記』を作つたかと

いふ理由が納得できにくいこと、また八時Vと八作者Vを、和銅五年正月二十八日、太安万侶に仮託したことの理由が正当ではなかつたので是認できなかったことである。といふことは、『記』を偽書として、その偽作目的を記さうとすれば、無駄に等しい空理を以て答へねばならないわけであるから、偽書と認定したことが本来的に誤りであつたことを意味してゐる。

そこで改めて素直に「記序」から「本文」へ読み進めてみると、「記序」に述べてゐることが「本文」で見事に実現されてゐることが分つてくるので、「記序」はそのまま真であると認め得るのである。その事実を次節で述べることにする。

二 「記序」と「本人」との対応から見

『記』から「記序」を除いて、その成立の時代や作者は分るか、と聞かれたら、私は躊躇せず、時代はほぼ分るが、作者については皆目分らないと答へるであらう。しかし、そのやうな無駄なことほしなまいふことも付加すべきだと考へる。今日、「古事記偽書説」なるものが存在するから、「記序」に頼る如き説明のしかたをすれば、「記序に書かれた通りの理解だ。」として、八疑Vといふ学問の基本態度を忘れた、そして書かれたこ

とを信ずる単純な思考に過ぎないとの評価を受けがちである。ところが、このやうな評価ないし考へ方は誤りである。何故ならば、△疑ひ△は「疑問」であつて、それは解明さるべきものなのに、偽書説者の△疑ひ△は「これは虚偽だ。」といふのと等式にしてしまふのであるから、学問上の△疑ひ△の概念ではないのである。「虚偽」と等式の△疑ひ△には、もはや、解明はない。あるのは「虚偽」が醸し出すさまざまな色合ひであつて、その色合ひは空想によつて彩られることになる。この種の論が賑々しく際限がなくなるのはそのせりである。

「記序」には、天武朝の修史事業と元明朝のそれとの二段階を経て『記』が出来たこと、そして舍人稗田阿礼の誦習といふ珍しいことがあつたこと、またその誦習本を完成させて、和銅五年正月二十八日に、正五位上勲五等大安万侶が撰進した、といふやうな『記』成立の実情が記されており、また安万侶は文体や文字表記の上での約束事をも記すといふやうに、まことに行届いた「序」となつてゐる。この約束事があるがゆゑに『記』は訓めるのだと言つても過言ではないし、また成立事情が記してあるから『記』の狙ひも分るのである。もしこの「序」が無かつたとしたらどういふことになつてゐたであらうか思ふと、空怖しい氣にさへなる。それほど大切な「序」

なので、抹殺するやうな意見があるのは、「序」が己れによく理解できないことを△疑はしい△すなはち△虚偽△としてすりかへてしまつたことに原因があると私には思はれてならないのである。

さて、「記序」の読解から得られることの 一つは、私がよく言ふ「天武天皇御識見本の『帝紀・旧辞』があつたのだといふことである。それが「大安万侶本古事記(和銅奏覽本古事記)」になるわけであるが、もし内容に亘る点はほとんど手を加へずに―それは恐れ多いことであつたから―、安万侶の仕事が文体や表記のことに止まるとしたら、『記』は内容的に、天武天皇の思想または天武天皇の時代環境を反映してゐるはずだと考へなければならぬ。そしてこれはまさにその通りだといふことを次に何箇条か簡単に述べようと思ふ。

(1) 『記』に記載の独自の氏族数は一四五氏で、その中に推古朝以後天武朝ごろまでに新しく史上に現れた有力氏族の大部分を含んでゐる(梅沢伊勢三氏「記紀批判」)。これは、天武朝の「今之時」における氏族対策の反映である。この「氏族の決定」策の文書化が、「天武天皇御識見本の『帝紀・旧辞』」の根幹をなすものであつたと考へてよい。

(2) 『記』の最大の特徴を示す「出雲神話」のあり方

が、天武天皇の構想に出るものと考へられること。これは「出雲国造神賀詞」の中に、出雲の大穴持命が大倭国の皇御孫命の安泰を祝福して「近き守護神」を四つ神奈備に配することが述べられてゐる。その四つの神奈備とは、三輪山・御所市の高鴨神社・橿原市雲梯の河俣神社・高市郡明日香村阪田字宮地（この地については拙稿「出雲国造神賀詞に見える『飛鳥乃神奈備』について」『皇学館大季紀要』19、昭和五六年一月）である。この四地点が「近き守り」として祝福を受ける皇御孫命と言へば、飛鳥浄御原の天武天皇が最もふさはしい。「出雲国造神賀詞」の内容は、『記』の「出雲神話」が葦原中国（出雲国）を高天原に八国護りをするといふのと同内容だと言へるのである。さうすると、『記』の「出雲神話」の構想は、天武天皇が「出雲国造神賀詞」を受けられたことから得られたものではないかと考へられるのである。

(3) 『記』において特に意識的に用ゐられてゐる「近つ飛鳥」と「遠つ飛鳥」の地名表現に、天武天皇の時代性を認めることができる。「記序」にも允恭記の「遠飛鳥」を受けて「遠飛鳥」とある。「遠飛鳥」は奈良県高市郡明日香村、「近飛鳥」は大阪府羽曳野市飛鳥である。実は天武天皇時代の「遠飛鳥」は八都▽なのである。ところが八都▽から遠い飛鳥といふ表現となつてゐる。勿論

これは履中天皇当時、難波の八都▽から遠いから命名されたものだが、その八都▽から遠い田舎の大和の飛鳥が、天武天皇時代には八都▽となつた。そして『記』には意識的にその「遠飛鳥」の表現を用ゐてゐる。これはまさしく、天武天皇を讚美しての用ゐる方だと理解しなければならぬと思ふ。有名な歌「大君は神にしませば赤駒の腹ばふ田居を京師となしつ」（万葉集19、四二六〇）ともう一首（同・四二六一）があるやうに、『都から遠いなかの飛鳥』は、今は神と等しい天武天皇によつて八都▽と化せしめられた。」といふ意識で「遠飛鳥」が用ゐられてゐると考へられる。かかる意識がある時代とは、外ならぬ天武天皇の時代なのである。

(4) 『記』の八国生み神話▽において、『紀』と比べて最も新しい形を示してゐるが、その新しさは天武天皇時代を限度とし、それ以後の新しさではないことが言へるのである。『記』の国生みの島名を見ると、瀬戸内海航路の重要な島々であることは一見して分るが、知訶嶋（長崎県五島列島）と西兒嶋（男女群島の男島・女島）とは遣唐船の寄港地である。一方遣唐船は、初期には北路、中期には南島路、末期には南路といふ（森克己氏『遣唐使』）。文武天皇大宝二年六月乙丑の第七次遣唐船（粟田朝臣真人ら）が、多嶽・夜久・菴美・度感の諸島を経

てゆくといふ南島路の第一号であつた。ところが『記』の国生みの島々では長崎県の男女群島までであつて、南島路の如く、さらに南下することをしてゐない。ここにおいて、八国生み神話√は天武天皇時代の版図の反映が見られるが、文武天皇以後の版図は反映してゐないといふことになる。それでこの神話は天武天皇時代だと判断するのである。

以上の四箇条は、『記』の内容から見て、天武天皇時代の要求に應じた、その対策を反映したものであつた。

それは、極めて実務的な氏族対策(①の事項)の如き場合もあつたが、もつと大事なことは、(2)(3)(4)の事項の如く、天武天皇の偉大な天皇としての氣宇が、統一的国家の規模において叙述されてゐるといふことである。かかる内容をもつ『記』に対して、「古事記偽書説」をとなへる人たちの偽作工作の理由たるや、全く『記』の狙ひを外した愚にもつかぬものであることを知るべきである。例へば多氏にこのやうな素晴らしい内容の「古事記」が資料としてあつたから、それを多人長か誰かが編纂したといふやうな説は、先づ、「原古事記」が多氏宅に残ること自体考へられないことで、「天武天皇御識見の『帝紀旧辞』」は天皇家に伝来されたものであつたのだし、その『帝紀・旧辞』は、命ぜられもしない多人長がひそか

に編集し直して少し訂正して、上代特殊仮名遣いを厳密に書分けて、今見るやうな『記』にしたといふやうなことはあり得るものではない。多氏にとつて『記』を偽作することは何の意味もないし、環境から言つてもできなかったことなのである。

ことの序に、『記』の内容に関して、「大年神」の系譜(記・上)があつて、これには秦氏の奉斎神たる「韓神」や「曾富理神」は平安新京の護り神だから、平安朝初期の内容としなければならぬといふ偽書説(西田長男氏「曾富理神—古事記の成立をめぐる疑惑—」『宗教研究』184、昭和四〇年六月)がある。しかし、平安新京の時初めて韓神や曾富理神を祀つたと決定的に言へるものではないと考へる。例へば、難波の比売許曾神社(記・中)でも『延喜式』神名帳では「比売許曾神社」(撰津国、東生郡)とあり、それが初出であるが、その祭神の縁起としては天日矛伝説との関連におけるものだから古いことは疑ふ余地はなく、外来神を祭つた例としても貴重である。その祭神名が「阿加流比売」と日本化してゐることも、その祭祀が古くからあつたことを示す。まして秦氏は雄略天皇の時、秦酒公が大秦の姓を賜はり、秦造河勝は推古紀十一年十一月の条に蜂岡寺の造立に因んで現れ、皇極紀三年七月の条に大生部多を打ち狂信的道教信者を救つた英

雄として名を見せるなど、日本古代史に重要な役割を果たす古い帰化族であった。したがって、何も平安新京になつて初めて、韓神や曾富理神を祀つたと考へることはないのである。日本で渡来人が渡来神を祭つたと別段どういふこともなかつたのだから、平安新京の時初めてといふことにはならないと考へる。

ただし、もう一つの系譜の、大年神と天知迦流美豆比売との間の「大山咋神（亦の名は山末之大主神）」は「この神は、近つ淡海の国の日枝の山に坐し、また葛野の松尾に坐す、鳴鏑を用つ神ぞ。」（記・上）とある点はどうか。松尾神社の創建は「本社ハ大宝元年秦忌寸都理ノ創建スル所ニシテ」〔古事類苑〕説とあるのによれば、天武天皇御識見本よりは後だから、この一文は『記』撰上の前に書加へたことになる。したがつて偽書説としては別段問題にならないが、私の理論からすれば、もしこの大宝元年創建説によると、この一文は天武天皇崩御後、『記』撰上までの間に加筆されたことになる。そしてさういふことはあり得たと考へる。それは、この系譜の文型の中で、この一文のみ△説明文型Vとなつてゐるからである。『記』では時折このやうに△説明文Vを挿入することがある。△説明文型Vとして最もよく分るのは、中巻「佐章河」の縁起、（神武天皇の巻、これについては拙

稿「神武記『皇后選定』条の注文の新釈—さる河とさる草—」『皇学館大学紀要』15、昭和五二年三月）。また下巻「輕箭と穴穂箭」の注文（允恭天皇の巻。これについては拙稿「允恭記『輕太子捕はれる』条の注文の新釈—輕箭と穴穂箭—」『皇学館大学紀要』19、昭和五五年一月）の如く、割注の型式をもつてゐる。今の場合はその型式をもたないが、説明文であることは共通してゐる。この種のものは、「天武天皇御識見本の『帝紀・旧辞』」以後、太安万侶の加筆説明になるものと私は考へてゐる。したがつて、これは偽書説とは全く無関係のことである。

もう一つことの序に付加へておきたい。それは、例へば、「登由宇氣神、此者坐外宮之度相神者也」（記・上）の傍線部は鎌倉初期より中期にかけて外宮の神官度会氏の誰かによつて竄入したもの（鎌田純二氏「古事記登由宇氣神記事について」『国学院雑誌』63の9、昭和三十七年九月）であり、その竄入の経過も復原的に考察された（青木紀元氏「古事記の『外宮之度相』について『芸林』16の1、昭和四〇年二月）ことでもあるが、このやうな場合は、書写過程における改竄であるから、太安万侶本古事記の責任ではないとして、偽書説の埒外に置くことができる。また平安時代の訓読結果を加へた書写もあるので、それらは除く。同様に「設弦、一名（一名云々）（中・応神）」とある分

注も訓読の名残りである——「設弦」がウサユヅルなのであるから「一名」とあるのものをかしい——として除く（拙著桜楓社本『古事記』）。これらは真福寺本に正しく写されてゐたりするのであるから、安万侶本古事記の姿は全うなものであつたことが分るのである。

ではいよいよ次の段階の「太安万侶古事記」に移ることになる。が、以上見てきたことによつても、「記序」において、安万侶が「天武天皇御識見本の『帝紀・旧辞』」の成立・目的につき述べ、特に天武天皇の国家統一と政治理想につき筆を及ぼしたのは、「天武天皇御識見本の『帝紀・旧辞』」を熟読し、よくその精神を理解したからだと言へるのである。だからこそ「記序」と「本文」とがよく対応するのである。この対応が見抜けなくて、「記序」は純漢文、「本文」は和化漢文で文体が違ひすぎるとか、「記序」は無関係な壬申の乱を描写するのに対して「本文」は推古天皇で終つてゐるから、「記序」と「本文」とはちぐはぐであり、したがつて偽書だと言ふやうな説があるが、かかる見解は『記』に対する理解が行届かぬところから生じたものと思ふ。

「太安万侶本古事記」とは「現古事記」（『記』と略記してきた）のことであるが、安万侶は「天武天皇御識見本の『帝紀・旧辞』」をどうしたかと言ふことが「記序」

に述べてある。すなはち、天武天皇が稗田阿礼に「天武天皇御識見本の『帝紀・旧辞』」の△誦習▽を命ぜられて、崩御のためにその誦習は未完となつた、といふことが安万侶の作業の前段階にあるわけである。といふことは、少なくともその『帝紀・旧辞』は「阿礼誦習本の帝紀・旧辞」に變つたことを意味する。そして、元明天皇がその「阿礼誦習本」の完成を安万侶に命じたので、そのための細かい表記論を述べてゐるのだと理解すべきものとなるのである。

この経過を少し立入つて考へることにしよう。実はこの「阿礼誦習本」を安万侶が眼前にしてゐるといふことが大切なのである。稗田阿礼がその本とともに実在してゐるに相違ないからなほさらである。すなはち、安万侶は天武天皇が自撰定本の『帝紀・旧辞』を阿礼に△誦習▽せしめられた意図をつぶさに知り体験し得たのである。天武紀十年三月の条によれば、天皇は川島皇子以下十二名に命じて「令△記△定帝紀及上古諸事。」といふことがあつた。同十一年三月の条には「新字一部卅四卷」を境部石積らに献らしめたとある。この「新字」とは小島憲之氏の研究によつて、唐（高宗の時代）では文字史上△古文▽（古字のこと）から△今文▽（新字のこと）へ移行し、文字、訓詁等統一された『五經正義』を宗とする時

代であつて、日本の遣唐学生もその文字論の洗礼を受けたわけだ。天智天皇（六六七）六年十一月帰朝の新知識境部石積らに、日本のために「新字」の編纂を命じておかれたのが、天武紀十一年に功成つたといふことになる（「文字の揺れ—飛鳥朝『新字』の周辺」「文学」47の5、昭和五四年五月）。このやうに、日本でも多くの「古字」（欽明紀二年三月条）があつたのを、「新字」についての書が四十四巻も出来た（「新字」を言ふためには従来の「古字」にも触れる必要があるから巻数が多くなつた）のだから、天武天皇は自ら「邦家之経緯、王化之鴻基」（記序）と断じた『帝紀・旧辞』を編んだ時、体験として先づこの文字の問題が処理されねばならなかつた。そこで、文字も訓め、暗誦に秀でた稗田阿礼に、この石積ら撰の『新字册四卷』を利用させ、定本たる『帝紀・旧辞』の文字的処理をおさせになつた。これが崩御のために未完成となつたのだから、その完成を命ぜられたとあらば、安万侶にとつては内容以前の文字に關する処置に腐心しなければならなかつたのも当然のこととなるであらう。「安万侶古事記」が「訓める」表記を目指したのも、天武天皇の意図を継承し、定本たる『帝紀・旧辞』が後葉に伝はることを欲した天武天皇の願望の実現を体してのことであつたからである。さうして安万侶は律令官人としての教

養を發揮して、定本『帝紀・旧辞』の表記を考へて、我々に「訓める」やうにしてくれたのである。

かく見てくると、「記序」にさまざま文字表記上の取り決めを記してゐる理由がよく分る。天武天皇の八誦習Vの意図は基本的に文字の問題の処理であつた。ただし「古字」を「新字」に改めるといふ如き機械的なことではなくて、日本の古言・古意を伝承しようとする狙いを実現するための文字論であることを、その八誦習Vをめぐつて安万侶が察知して、その実現に努力したのである。

したがつて、平安朝初期になされた偽書などといふ説は全く無意味なこととなつてくるのである。第一に、漢文全盛の時代に、和化漢文で記す必要は全くないこと（「古語拾遺」でも漢文体である）。第二に、いはゆる宣命書き（文字の大小による区別表記）の発明は奈良朝中末期からだといふのは推定してゐるが、このやうな便利な表記法ができた以上はそれによるのが常識であるのに、『記』は宣命大書体を用ゐる（小谷博泰氏「宣命体の成立過程について」「国語と国文学」48の1、昭和四六年一月）。それに加へて、日本の古語を明示しようとする、仮名書きにしなければならなかつた。となると、音仮名か正訓字かの区別が必と要なる。それで八音注Vの法を用ゐた。もし

この音注が無かつたら『記』は訓めなかつたであらう。かういふわけで、音注をつけ出すと目障りになるので、一定の条件で今度は音注を省くといふ方法をとつてゐる。かういつたことを「記序」で凡例的に記してゐるのである。もし『記』が平安朝初期に偽作されたとする、このやうな面倒なことは絶対にしなかつたはずであり、またそのやうなことをしても無意味だつたはずである。安万侶の時代だからその必要があり、狙ひがあつたのである。

ここで一つ付加しておく。松本雅明氏に仮名用法からみて奈良朝後期成立説（古事記の奈良朝後期成立について）『史学雑誌』64の8・9、昭和三〇年八・九月）がある。仮名用法が割合単純で『琴歌譜』の仮名用法に近いからと言ふのである。つまり『紀』の仮名が字母数において多く不統一だから『記』より古い。新しくなるほど統一となる。これによつて『紀』が『記』より古く、『記』は時代的に新しい『琴歌譜』の頃の成立だと言ふ。しかし、仮名の用法は文献単位によつて体系が異なることがあると見るべきで、新古の差には有効ではないのである。また『記』は古い呉音で『紀』は新しい漢音の仮名を用ゐてゐるから『記』が古いといふ理由もよく言はれる。しかし、これも奈良時代ともなれば、何れの仮名体

系に依らうが自由な時代であつたから、新古の差の主張には有効ではないのである。『記』が古い呉音の仮名体系を採用してゐるのは、一般に流布してゐたから読みやすさを狙つてのことだつたと言へるのである。かくして、松本氏の偽書説は問題外の発言となる。

もう一つ付加しておく。『記』が『紀』より古いといふことを言ふために、よく『記』がモの二種の書分けをしてゐることが挙げられる。そして、当時の老年の人なら一般的にこの発音の別をよく温存してゐたので書分けられたのだとする立場の学者もあるが、私はすでに二音の別は消滅してゐたと考へてゐる（拙著『日本上代の文章と表記』）。なのに、『記』にその書分けをしてゐるのは、古言・古意を残さうとする意図による。「毛」「母」の二種の字母で区別表記をしてゐることが、すでに仮名遣的な用字であることを示してゐる。また「訓」風云三加耶一、訓レ木以音（記・上）とあることは、原資料に「風木津別之忍男神」とあつたので、その神名表記を改めないこととして、その読み方を示した訓注（風）と音注（木）なのである。もし「持もつ」の意なら「母」の仮名で音注すべきところであるが、原資料の「木」が音仮名で書かれてゐたために異例の音注となつたものである。といふことは、「木」自体甲・乙に関係の無いモの音仮名で、

これは「天武天皇御識見本の『帝紀・旧辞』」の用字であつたことを示す。だから、これ以外は「毛」と「母」で鋭意書分けたまでのことで、当時の発音の反映なので決してない。したがつて、このモの書分けを以て『記』は古いと言つてきたことは誤りであり、当然偽書説の封じ込めには有効ではない。と言つて、「偽書説は健在だ。」といふことに利用するのも誤りである。このやうなことを大々的に論争の糧にしてゐる限り、何れの側にも無益である。偽書説の可否には関係の無い事柄だからである。まして、多人長のやうな学者であれば、上代特殊仮名遣位書分けられるといふ発言もあるが、それは『記』『紀』『万葉集』『風土記』等の先蹤文献の用字法をマスタ―して、上代特殊仮名遣の法則も分つてゐなければとても書けないことである。もっとも平安朝初期まで発音し分けられてゐたとしたら、これほどかな易い^{やす}ことはいが、残念乍ら発音はほとんど消滅してゐたし、それ以上、逸早く滅びたモの二音の別は、平安朝初期でなくとも、『紀』の編者においてすら書分けることは不可能なことであつた。『記』にそれができたのは、古言・古意への執念の賜だつたのである。

以上、「古事記偽書説」成立のためには、偽作するだけの目的が必要だと考へ、諸説を見たけれども満足な説

明が得られず、それなら現『記』のあるがままに、「記序」を読み「本文」を読んだとしたらどうなるかといふことでやつてみると、「記序」と「本文」とがよく対応して、すべてによく説明ができたし、よく理解ができるのであつた。「書かれた通り理解することすら未だしの状態で、理解を越えることについては「偽書だ。」といふのは基本的にをかしいと私は思ふ。

(昭和五六年二月二二日稿了)